

土木施工管理技士会 越谷支部 講習会



# 働き方改革に向けた埼玉県の取組



令和元年5月9日  
埼玉県県土整備部建設管理課  
建設企画担当 主査 田口 敬之

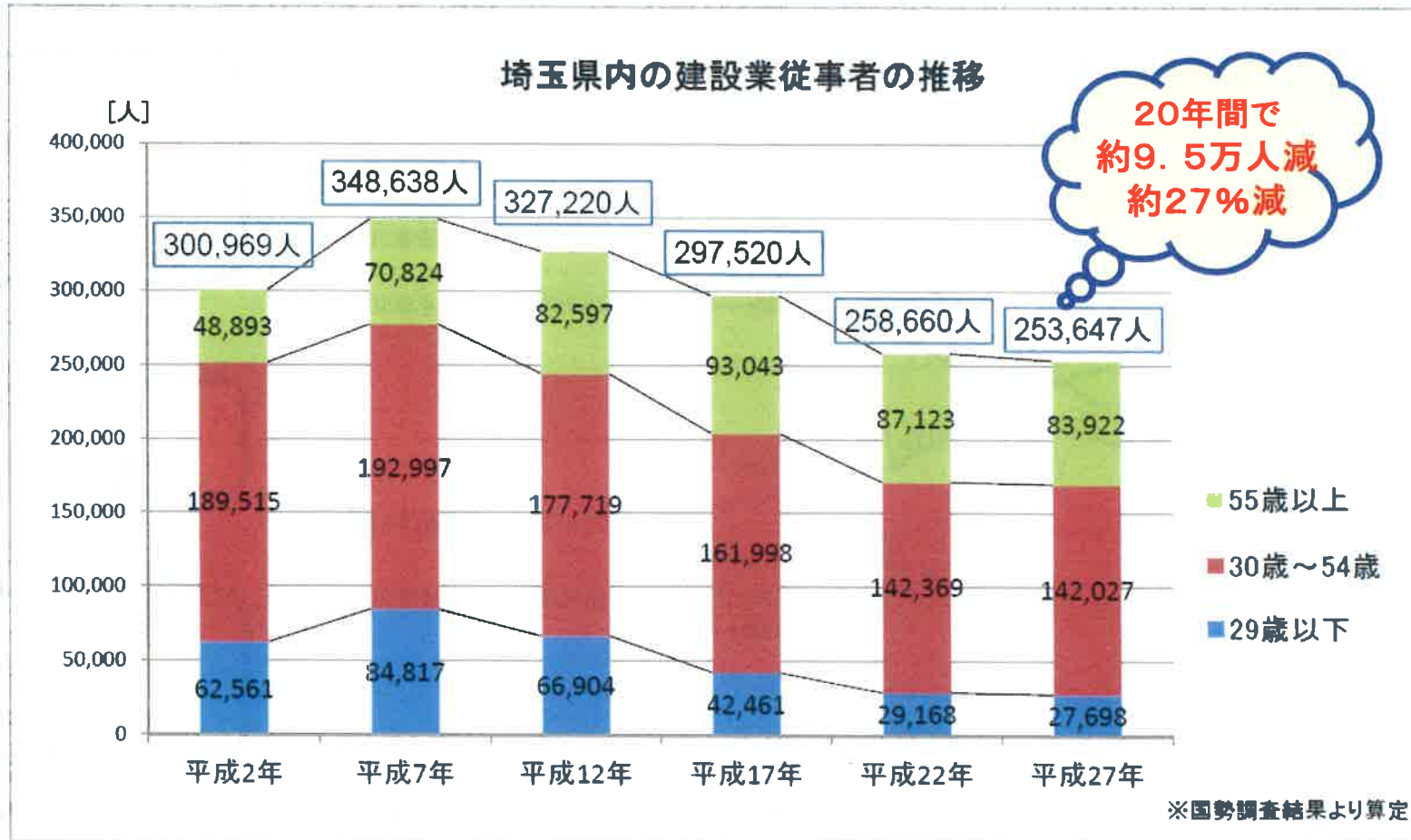


# 目次



1. 建設業の現状について
  - (1) 建設業界の現状
  - (2) 県内建設業の位置付け
2. 建設業の働き方改革について
3. 働き方改革に向けた県の取組について
  - (1) 効率の良い施工確保
  - (2) 労働時間の縮減
  - (3) 就業環境の改善
4. まとめ

# 1. 建設業の現状について (1)建設業界の現状 ①労働者数

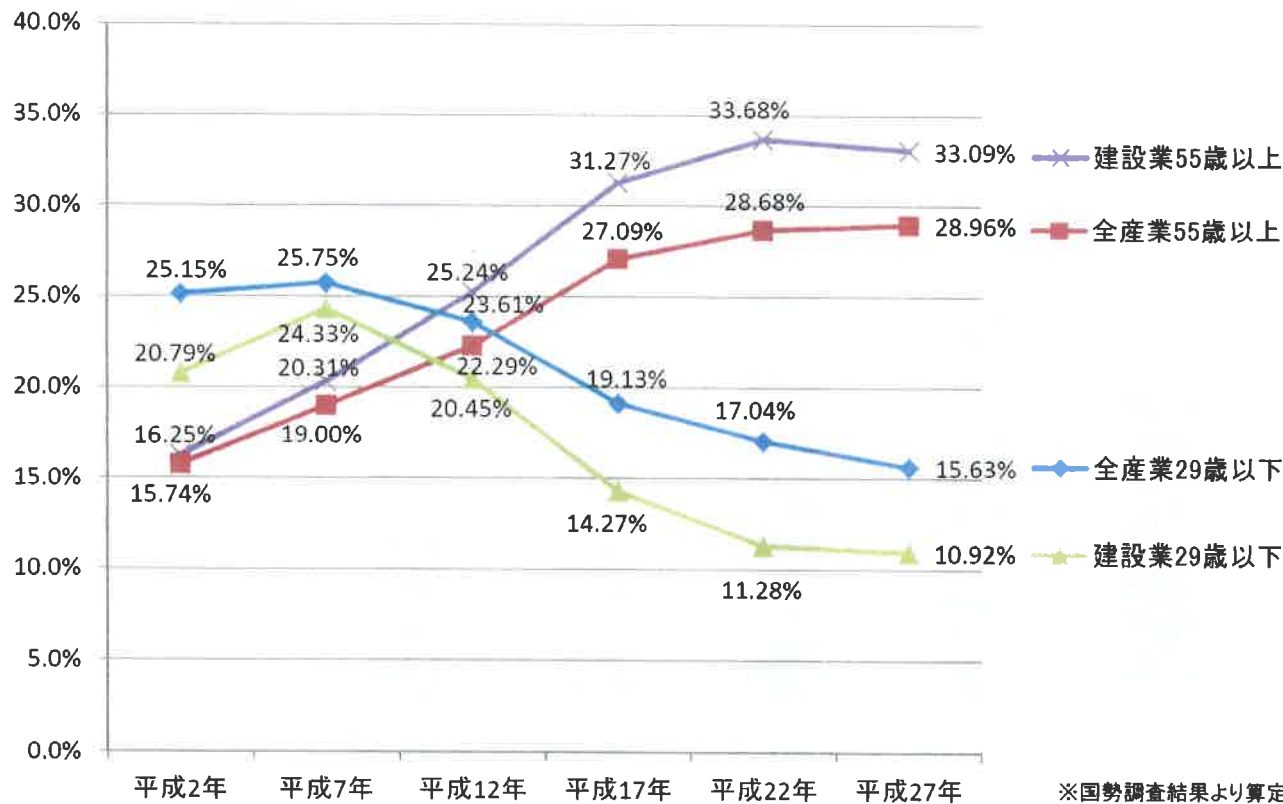




# 1. 建設業の現状について (1)建設業界の現状 ①労働者数



埼玉県内の年齢階層別就業者の割合の推移(全産業・建設業)

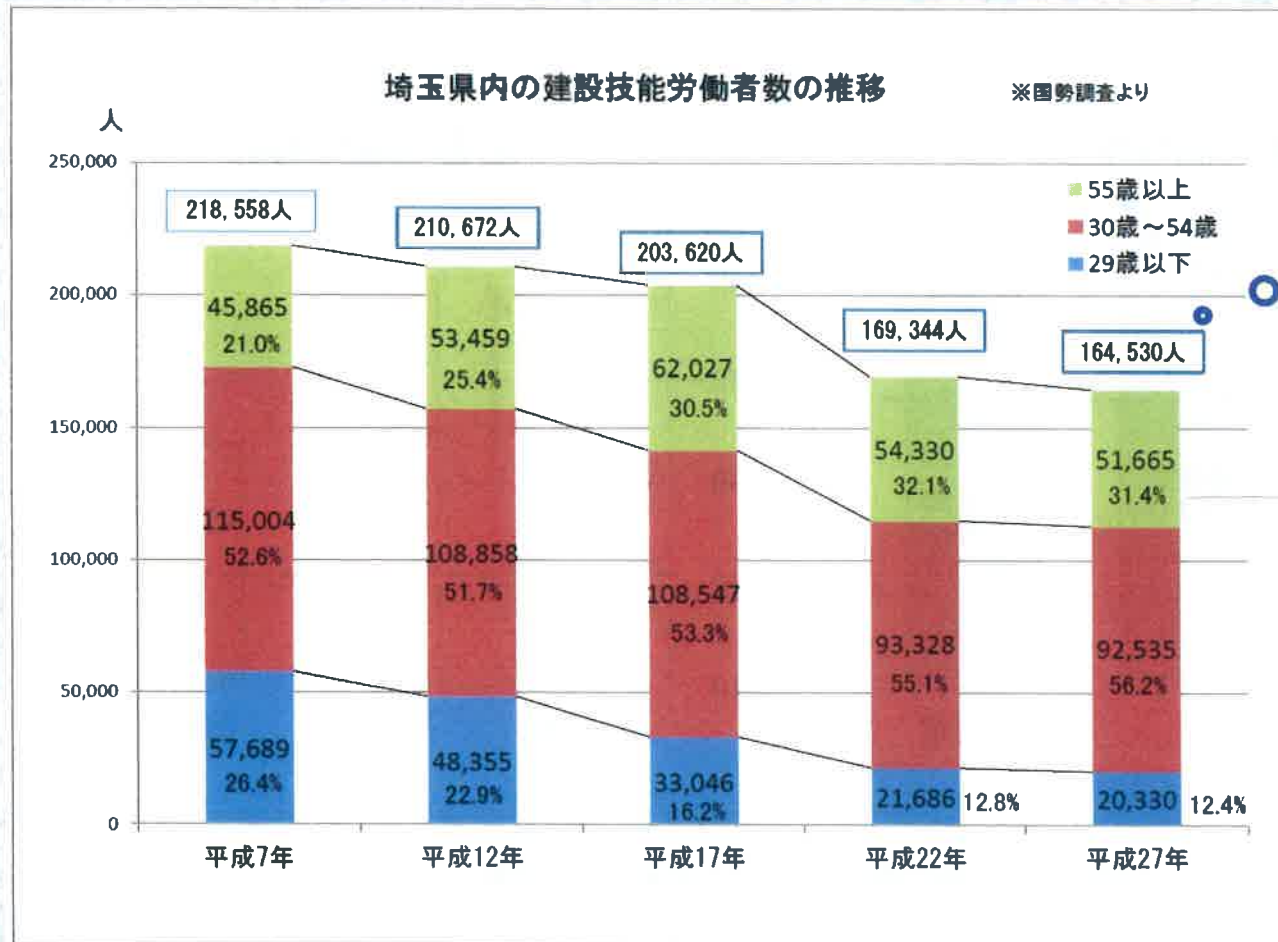


- ・ 55歳以上が増
- ・ 29歳以下が減
- ・ 29～55歳はともに約55%

・ 若年層の減少が熟練層に移行

- <課題>
- ・ 担い手確保
  - ・ 技術の伝承

# 1. 建設業の現状について (1)建設業界の現状 ①労働者数



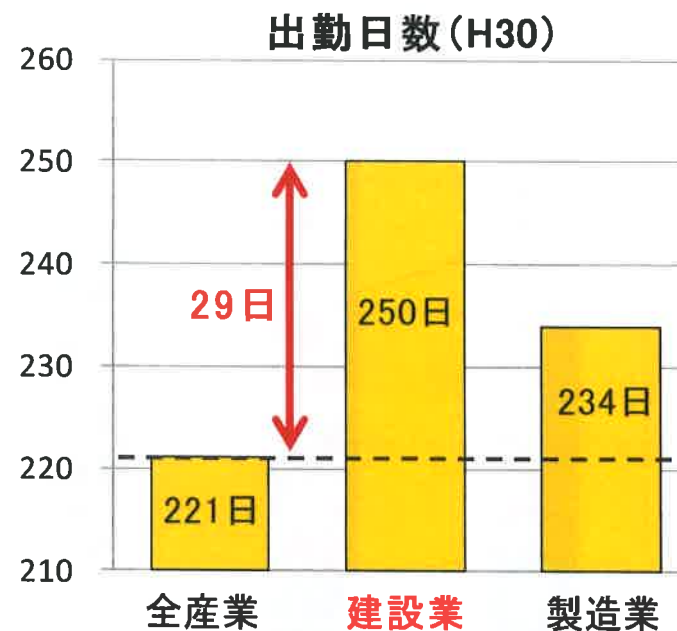
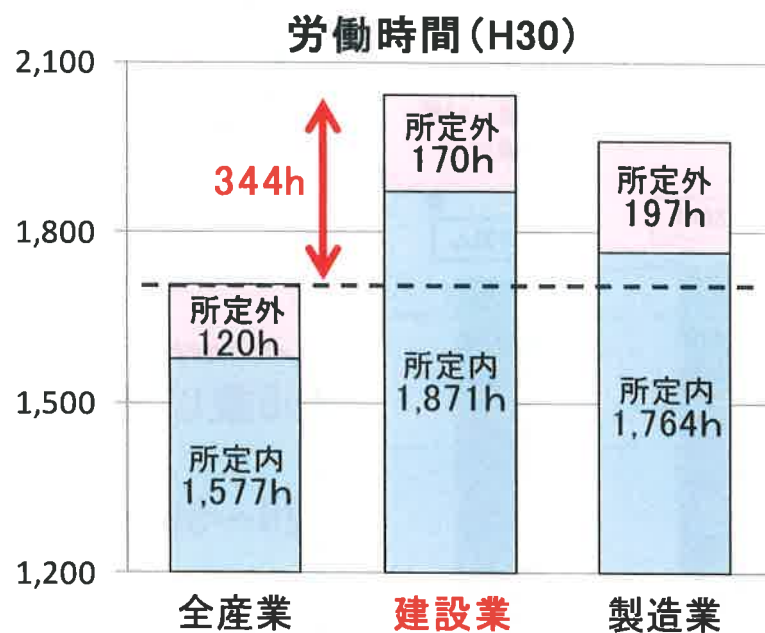
20年間で  
約5.4万人減  
約25%減

55歳以上 : 0.6万人増  
29~55歳 : 2.2万人減  
29歳以下 : 3.7万人減

# 1. 建設業の現状について (1)建設業界の現状 ②就労環境



=<全国データ>=



※データは国土交通省資料より引用 ※調査産業計：毎月勤労統計調査の対象業種(=全産業)

# 1. 建設業の現状について (1)建設業界の現状 ②就労環境



=<全国データ>=

休日の状況

週休2日は  
1割未満



4週当たり  
約5.0日

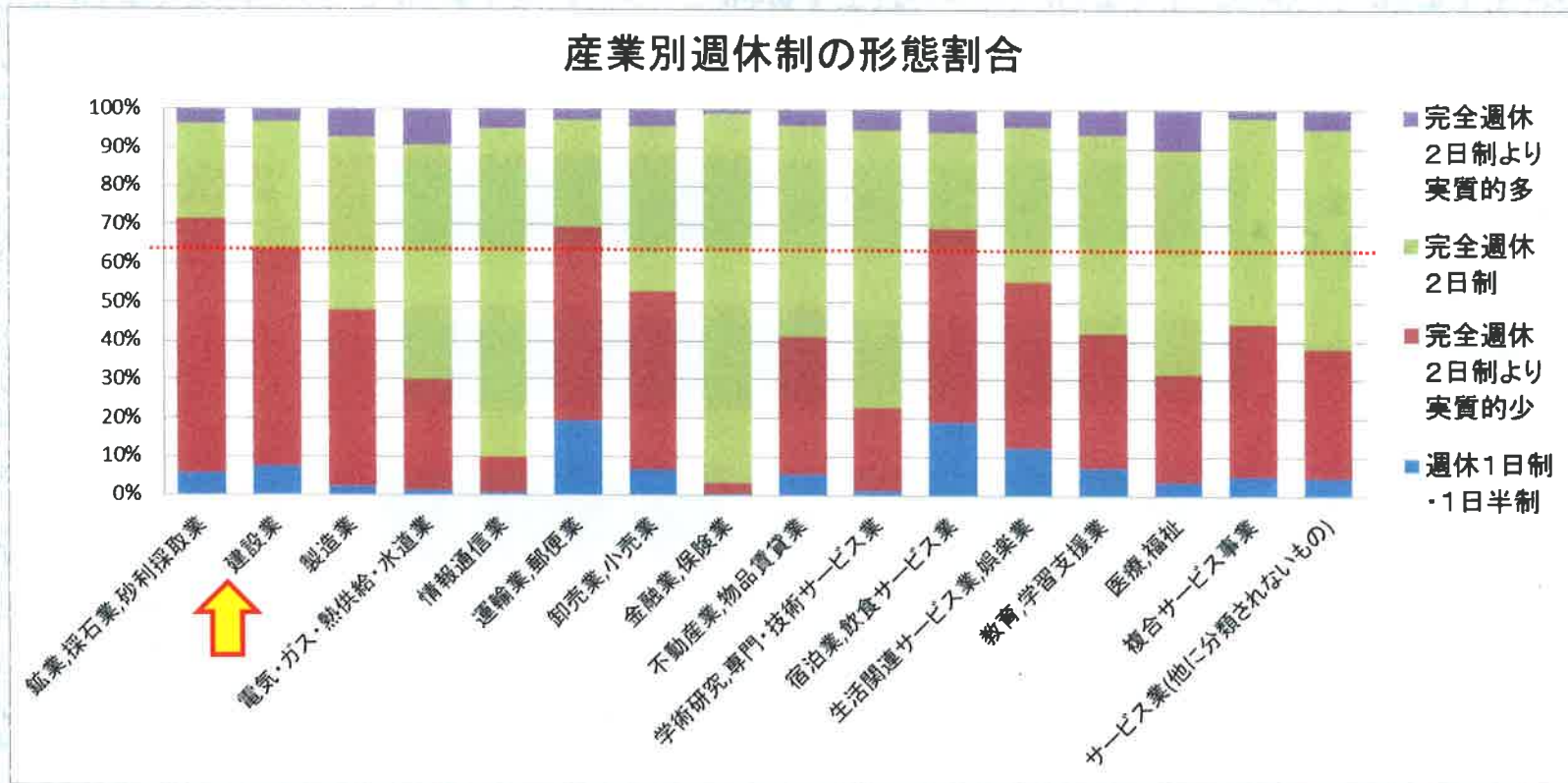
※国土交通省資料より引用



# 1. 建設業の現状について (1)建設業界の現状 ②就労環境



=<全国データ>=



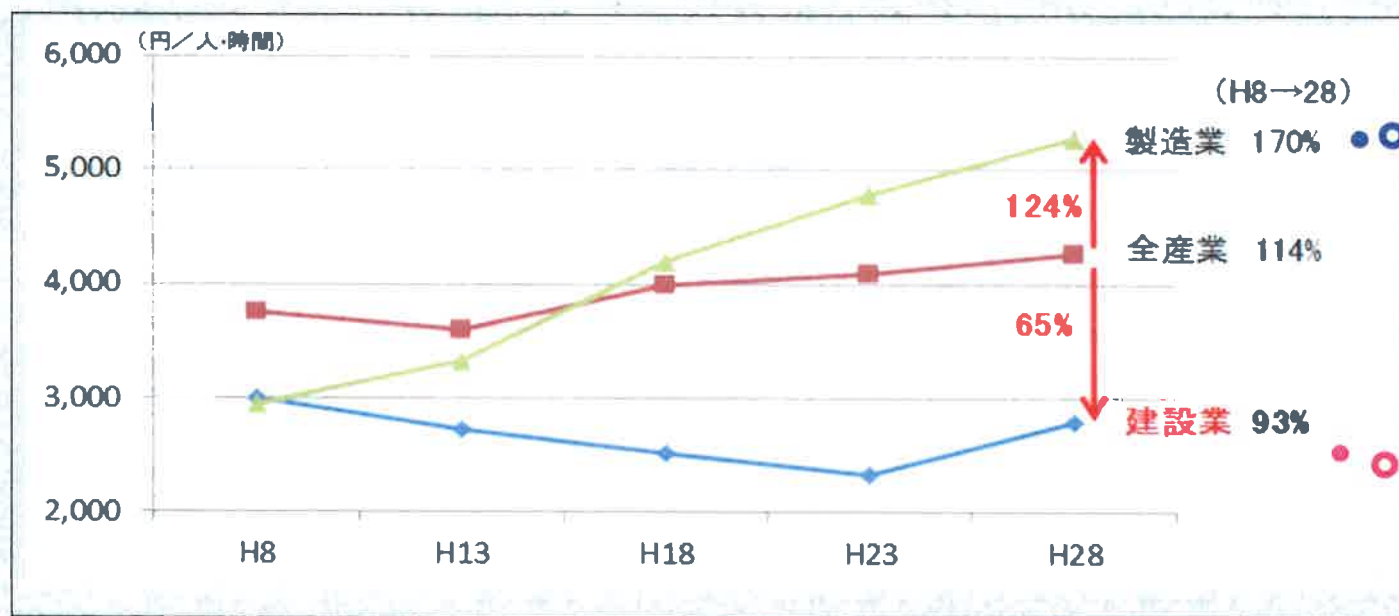
※厚生労働省「就労条件総合調査」



# 1. 建設業の現状について (1)建設業界の現状 ②就労環境



## 労働生産性の推移



工場製造  
大量生産

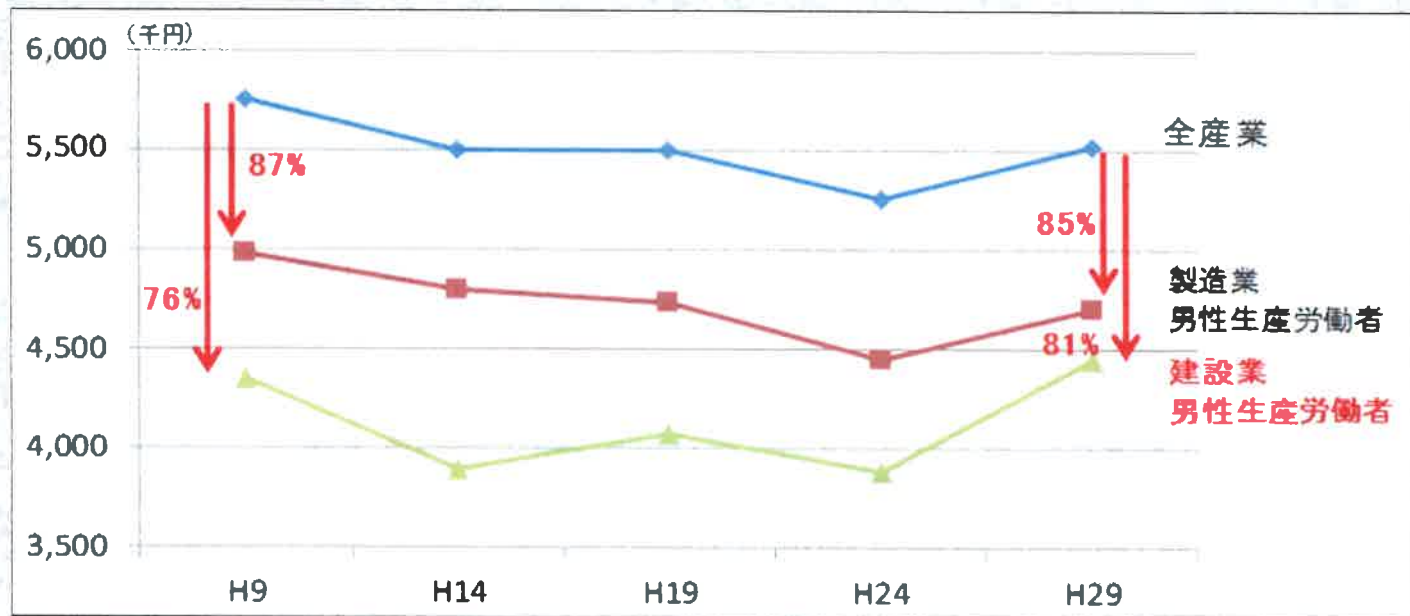
屋外施工  
単品受注

出典：建設業ハンドブック2018

# 1. 建設業の現状について (1)建設業界の現状 ②就労環境



## 賃金の動向



※生産労働者は、技能労働者と同義である。

# 1. 建設業の現状について (1)建設業界の現状 ③その他



## 中学校等卒業予定者の進路希望状況調査結果<埼玉県教育局>

### ◆建設系

学科	学校名	募集人員 (H30)	倍率						平均
			H25.12	H26.12	H27.12	H28.12	H29.12	H30.10	
建築	大富工業	79	1.24	1.49	1.15	1.33	0.94	0.87	1.17
	春日部工業	80	0.94	1.36	1.26	1.51	1.11	1.39	1.26
	川越工業	40	1.75	1.80	2.10	1.70	1.83	2.48	1.94
	熊谷工業	40	1.48	1.78	1.60	1.60	1.63	1.28	1.56
土木	いずみ高校	119	0.99	1.06	1.26	1.04	1.23	0.94	1.09
	※建設1クラス								
	熊谷工業	40	1.53	1.28	1.23	1.20	1.00	1.15	1.23
設備	浦和工業	40	0.63	0.73	0.88	1.18	0.70	0.53	0.78
平均(建設系)		438	1.16	1.32	1.31	1.32	1.18	1.16	1.24

総じて横ばい

### ◆学科別

学科	募集人員 (H30)	倍率						平均
		H25.12	H26.12	H27.12	H28.12	H29.12	H30.10	
① 普通科計	27,755	1.25	1.25	1.27	1.26	1.25	1.34	1.27
② 農業科計	834	1.08	1.09	1.05	1.04	0.99	0.99	1.04
③ 工業系計	2,702	1.05	1.07	1.02	1.03	0.97	0.97	1.02
④ 商業科計	2,606	0.91	0.85	0.91	0.91	0.88	0.73	0.87

工業系では  
高い水準



## 1. 建設業の現状について (2) 県内建設業の位置付け



- ◆ 県民の暮らしに欠かせない道路・河川・住宅など、「社会基盤の整備」や「維持管理・更新」を担っている。
- ◆ 自然災害の「応急復旧」から「本復旧」に至る「災害対応活動」に加え、「日常的な点検や修繕」も担っている。



「県民の安全・安心を支える地域の守り手」として欠かせない存在



「将来にわたり持続的に発展していく」ことが必要不可欠

## 2. 建設業の働き方改革について



### 新たな動向

#### 【働き方改革】

##### ① 罰則付の時間外労働の限度

※36協定を結んでも超えること不可

(年720時間・月平均80時間)

※建設業への適用は5年間の猶予

##### ② 年休5日以上取得

※使用者が労働者に取得させる義務

#### 【建設業法改正法案】

##### ① 工期確保と平準化を努力義務化

##### ② 下請代金の労務費相当を現金払い

#### 【品確法改正法案】

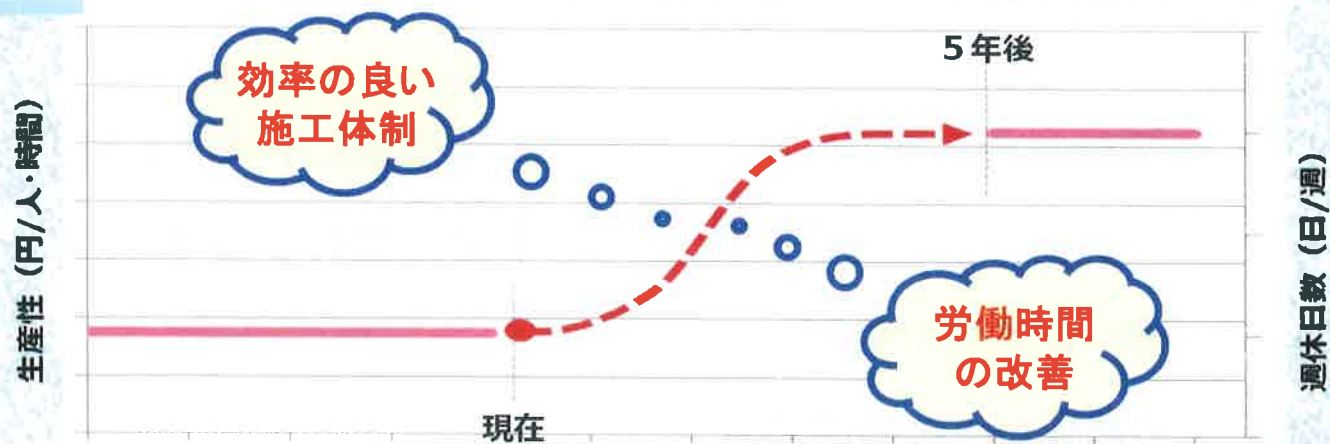
##### ① 調査・設計等を法律の対象に位置付け

※施工時期の平準化等

## 2. 建設業の働き方改革について



### 目指す方向性

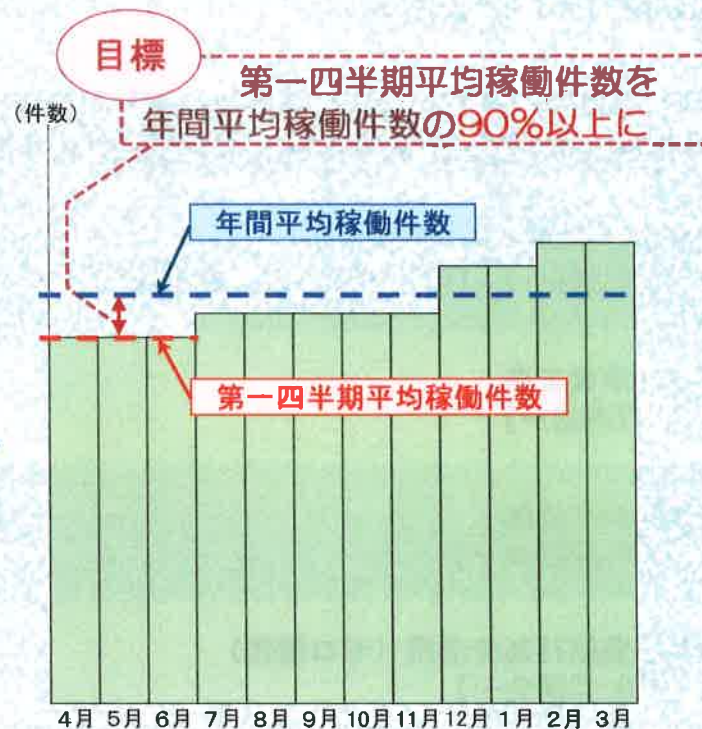
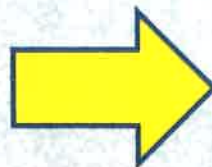
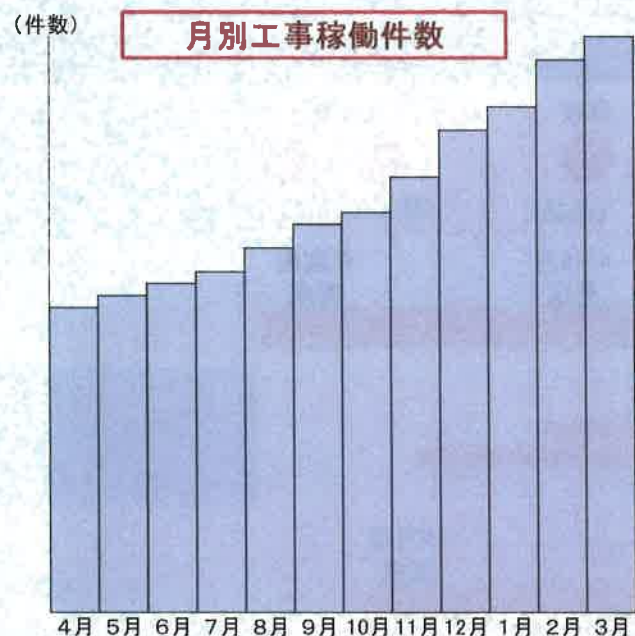




### 3. 働き方改革に向けた県の取組について (1) 効率の良い施工体制



#### < 施工時期の平準化 >



#### 平準化の効果

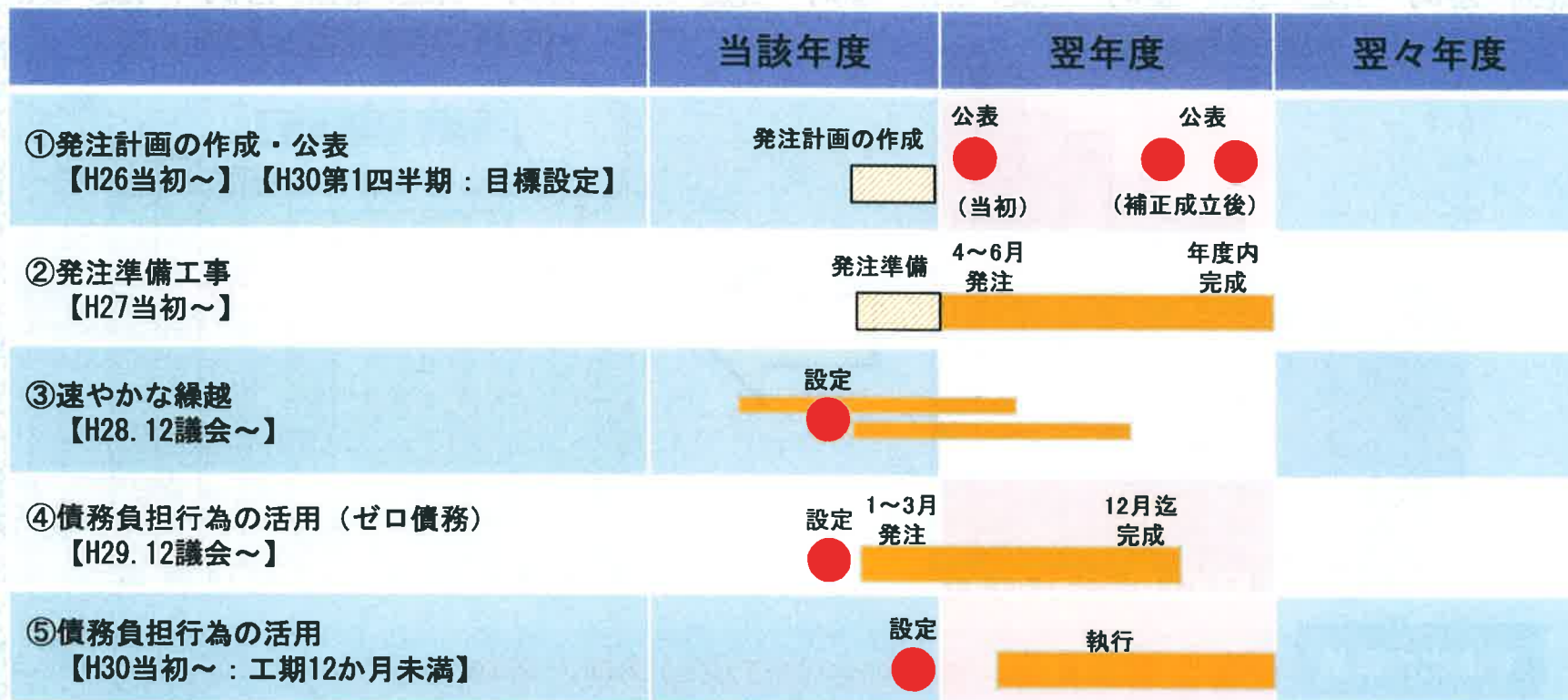
受注者側→人材、資機材の効率的な活用と雇用の安定化

発注者側→発注工事の品質確保, 中長期的な公共事業の担い手確保

### 3. 働き方改革に向けた県の取組について (1) 効率の良い施工体制



#### < 施工時期の平準化 >



### 3. 働き方改革に向けた県の取組について (1) 効率の良い施工体制



#### < 施工時期の平準化 >

##### 実現に向けた31年度の取組

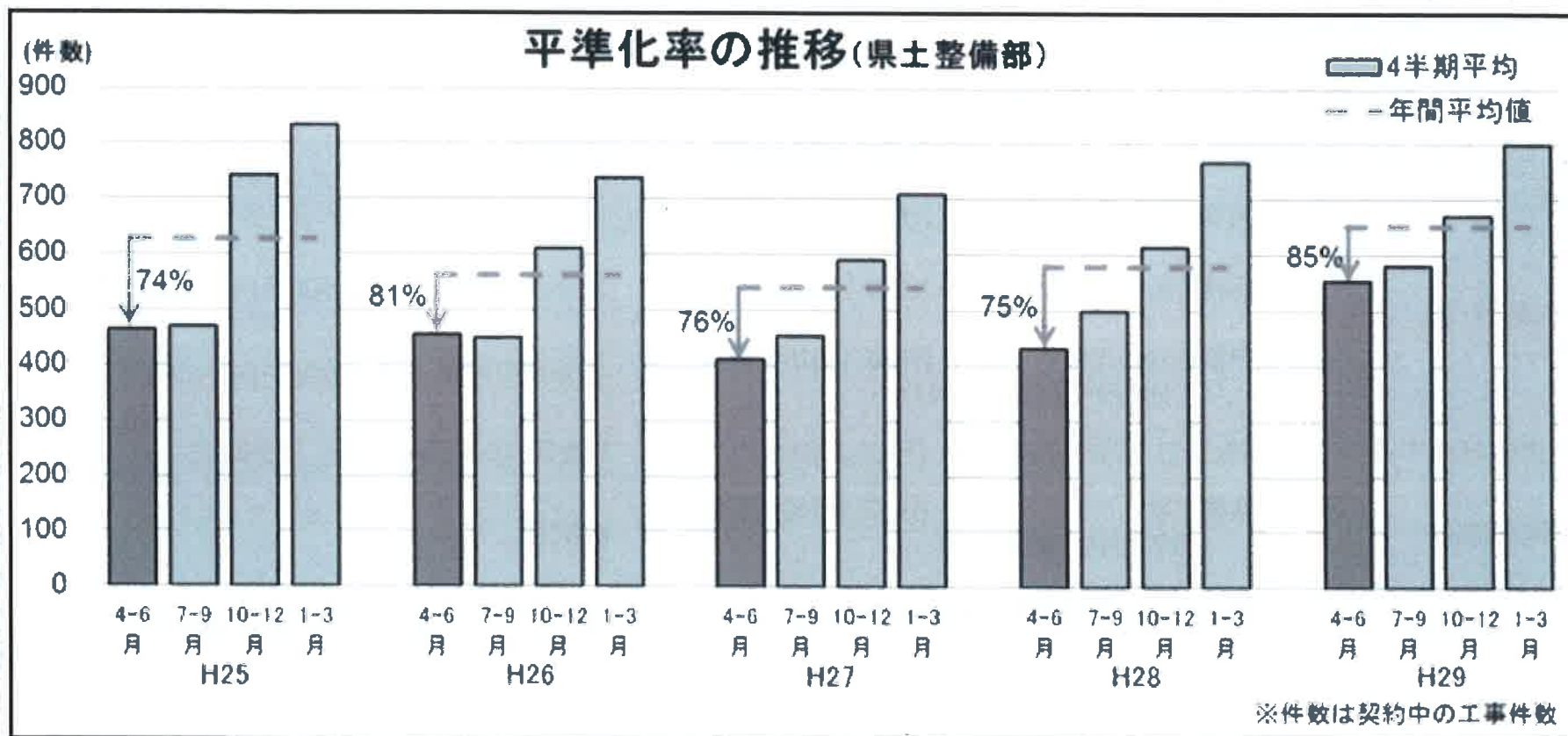
平準化施策	取組概要	【取組着手時期】	具体的な実施事例
早期執行のための 目標設定	①目標設定	【H30第1四半期】	平準化率 90%以上
	②発注見通しの公表	【H26.4 (当初予算)】	31年度当初予算の公表 4月中旬
債務負担行為 の活用	③ゼロ債務負担行為の設定	【H29.12議会】	31年度限度額 44億2,500万円【16事業】
	④債務負担行為の設定 (工期12か月未満も含む)	【H30 (当初予算)】	32年度限度額 26億9,800万円【6事業】
速やかな繰越手続	⑤12月補正での繰越明許費設定	【H28.12議会】	設定額 46億5,800万円【15事業】
積算の前倒し	⑥発注準備工事 (前年度中に積算準備)	【H27.4 (当初予算)】	約80件
柔軟な工期の設定	⑦工事開始日、配置技術者の柔軟な運用	【H29.12】	制度改正 (H29.12.22以降から適用)



### 3. 働き方改革に向けた県の取組について (1) 効率の良い施工体制



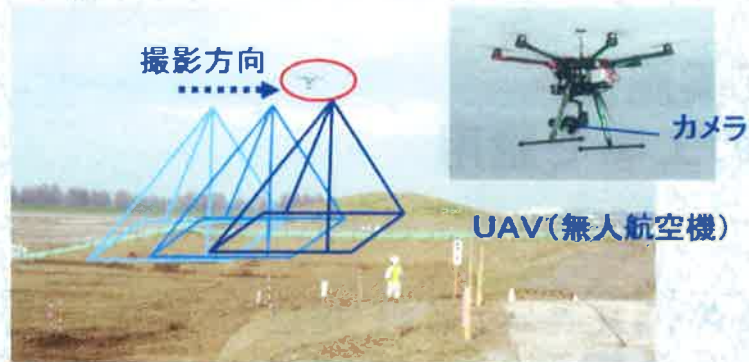
#### < 施工時期の平準化 >



### 3. 働き方改革に向けた県の取組について (1) 効率の良い施工体制



#### <ICT施工>



- ・ 重機の日当たり施工量最大1.5倍
- ・ 作業員 約1/3



### 3. 働き方改革に向けた県の取組について (1) 効率の良い施工体制



#### <ICT施工>

- ・平成29年度から、ICT土工を試行実施。  
原則として、土工量1,000m<sup>3</sup>以上の工事で適用

#### ◆発注実績

平成29年度：11件で実施（発注者指定型 2件発注→2件実施）  
（受注者希望型26件発注→9件実施）

平成30年度：21件で実施（発注者指定型 3件発注→3件実施）  
（受注者希望型56件発注→18件実施）

- ・平成31年度から、ICT舗装工を試行実施。  
原則として、路盤工面積3,000m<sup>2</sup>以上の工事で適用

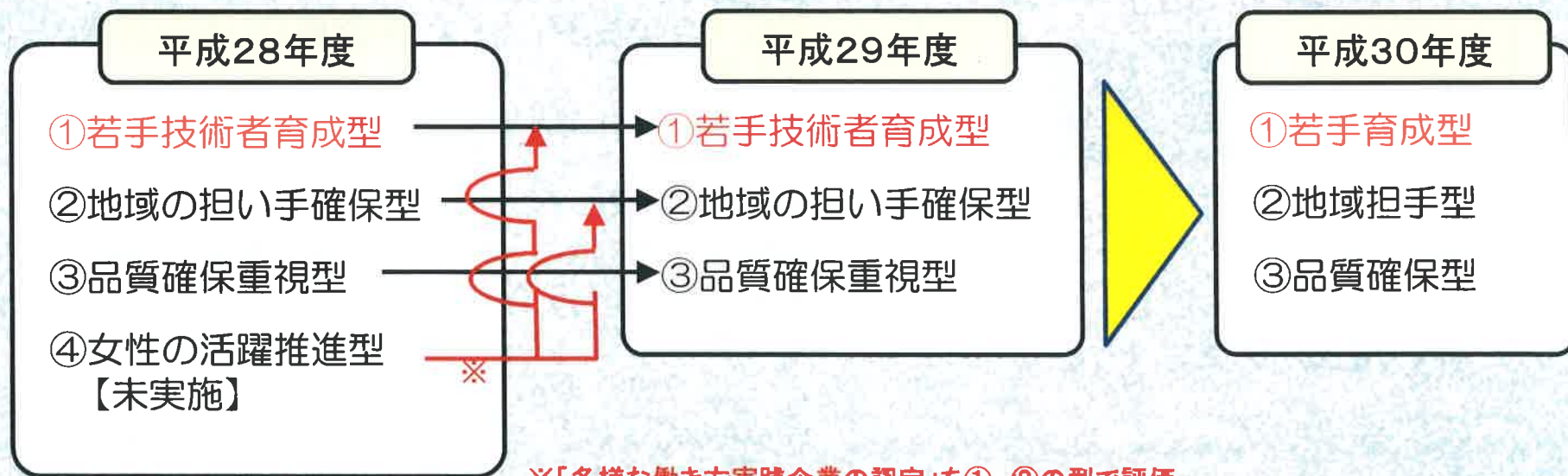


### 3. 働き方改革に向けた県の取組について (2)労働時間の縮減



#### <総合評価（特定課題パッケージの試行）>

- ◆課題： 若年者の入職・定着が進まない
- ◆要因： 休日が確保されていない
- ◆取組： 若手技術者育成型において、4週8休の工程管理を加点評価



### 3. 働き方改革に向けた県の取組について (2) 労働時間の縮減




#### 土曜一斉休工

**埼玉県内の公共工事を  
一斉に休みます**

**「実施日統一の  
土曜一斉休工」**

建設業界の  
働き方改革として  
取り組めます！



**実施日** 平成30年7月14日(土)  
9月15日(土)  
9月22日(土)  
10月6日(土)  
11月24日(土)

祝日を含めて休めは3連休  
となる土曜日を対象とします。

建設業は、地域の守り手として社会を支える重要な産業です。  
希望と能力のある建設業の実現に向け、埼玉県内の公共工事を一斉に  
休みます。(建設工事などを除きます。)

**埼玉県I-Construction推進連絡会**  
○国土交通省関東地方整備局  
 (河川・上野河川事務所、荒川上野河川事務所、二股ダム管理課、大宮港湾事務所、北岸建設事務所)  
 ○埼玉県  
 ○さいたま市  
 ○(一社)埼玉県建設協会  
 事務局：大宮港湾事務所

#### 週休2日制モデル工事

- ◆国の動向
  - ・平成26年度に、週休2日制モデル工事に着手
  - ・平成29年度から、共通仮設費及び現場管理費を経費補正
  - ・平成30年度から、さらに、労務費及び機械経費を上乗せ補正
  - ・平成31年度より「交替制」モデル工事を実施
- ◆埼玉県の取組
  - ・平成31年度より、経費を補正する週休2日制モデル工事を試行実施。
  - ・発注者指定型、受注者希望型双方での発注により、20件の実施を目標。  
(現場の閉所状況に応じた経費の補正方法・率は国土交通省モデル工事と同様)

### 3. 働き方改革に向けた県の取組について (3) 就業環境の改善



#### 労働環境調査モデル工事

##### 1 対象及び実施件数

- ・設計額6,000万円以上の工事から発注者が指定する。
- ・県土整備部全体で20件程度。

##### 2 調査内容

###### (1) 適正な労働環境の確保状況

- ・調査項目： ①労働条件、②労働時間の管理、③労働賃金、④安全衛生、⑤各種保険等の加入状況、⑥法定帳簿等の整備状況、⑦下請契約関係の確保状況。

###### (2) 技能労働者の労働賃金の支払状況

- ・調査項目： 労働者51職種ごとの労働賃金（元請、下請次数別）。

###### (3) 重層下請の発生状況

- ・調査項目： 重層下請となる理由。

##### 3 結果とりまとめ

- ・労働賃金の状況等を確認する。
- ・必要に応じ、受注者及び下請負人に聞き取りを行う。 ・結果はとりまとめた上で公表する。



### 3. 働き方改革に向けた県の取組について (3) 就業環境の改善



#### 工事書類の簡素化

- 平成30年度から適用
  - ・工事関係事務の軽減
  - ・工事書類の削減及び改善

#### <主な取組>

- ①工事記録の様式変更
  - ・協議等事項の明確化
- ②重複する書類の削減
  - ・下請負人通知書の提出を不要
- ③少額工事の工事書類の削減
  - ・250万円未満工事は、一部書類を不要
  - ・規格値を満たす工種は、出来形数量計算書を不要

(監督要綱第16条関係)  
様式1号

#### 工事記録

記載例3

平成〇〇年12月15日

工事名	橋りょう修繕工事(〇〇橋上部工)
工事場所	主要地方道〇〇線〇〇市〇〇地内
工期	平成〇〇年11月2日 ~ 平成〇〇年3月31日
発議者	発注者(〇〇県土整備事務所) ■受注者(〇〇建設㈱)
発議事項	指示 ■協議 - 承諾 - 報告 - 提出 - その他( )
矢板の打ち込みについて 矢板工において、設計図書に達する前に矢板が打ち込み不能となり、対策工を別途のとおりに施工したく、協議します。	
※概算変更増減額記載の対象は、「軽微な設計変更」に係る事務処理要領により概算金額を算出したものとする。	
回答予定日(平成〇〇年12月22日) 概算変更増減額( )円	
回答者	■発注者(〇〇県土整備事務所) - 受注者(〇〇建設㈱)
処理・回答事項	■指示 - 承諾 - 受理 ■協議 - その他( ) 本協議のとおりに施工を指示します。なお、本件については設計変更の対象としません。 また、埼玉県建設工事標準請負契約約款第2.4条に基づき概算金額について協議します。本指示内容や概算金額に異議がある場合は、別途協議してください。
回答日(平成〇〇年12月22日) 概算変更増減額( 2,400,000 円)	

※回答予定日は、工事の進捗や協議に対する検討期間を踏まえ、発注者

間で協議して設定する。

※概算変更増減額は、原則として請負額ベースで記載する。

※概算変更増減額は、参考値であり契約変更額を拘束するものではない。

総括 監督員	担当 監督員	現場 代理人	主任(重理) 技術者

### 3. 働き方改革に向けた県の取組について (3) 就業環境の改善



#### 委託業務におけるウィークリースタンス

##### <趣旨>

- ・ 県土整備部が発注する委託業務において、受発注者間における業務執行上のルールを定め、共通認識の下、双方の業務環境改善を図る。

##### <対象業務>

- ・ 原則として、設計業務、測量業務、地質調査業務、その他内業を主とする委託業務（災害関連など臨時の必要性の高い業務は除く）

##### <実施内容>

- ① ウェンズデー・ホーム 【水曜日は定時の帰宅を心がける。】
- ② マンデー・ノーピリオド 【月曜日（連休明け）を依頼の期限としない。】
- ③ フライデー・ノーリクエスト 【金曜日（連休前）に依頼をしない。】
- ④ オーバertime・ノーコンタクト 【原則、業務時間外に連絡をとらない。】
- ⑤ 10 to 16・ミーティング 【打合せ開始は10時以降、終了は16時以前とする。】



### 3. 働き方改革に向けた県の取組について (3) 就業環境の改善



#### 埼玉県建設産業担い手確保・育成ネットワーク (多様な主体が連携)

新人社員研修 (建設産業団体連合会)



フォローアップ研修 (建設産業団体連合会)



H30.11.14  
県庁オープンデー



埼玉の建設産業  
ポスター・絵画コンクール

現場見学会



セミナー



施工管理技士受験講習 (造園業協会)



技能検定受験講習 (室内装飾事業協同組合)





### 3. 働き方改革に向けた県の取組について (3) 就業環境の改善



#### 埼玉県建設産業担い手確保・育成ネットワーク（多様な主体が連携）

○県土づくり担い手確保・育成事業に活用することができる助成事業（※助成条件は要確認）

	助成制度名	実施主体	対象者	対象事業	助成額
①	人材確保等支援助成金 ○若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース	厚生労働省	建設事業主団体	○入職・職場定着事業 ○その事業の調査・計画策定	事業費の1/2又は2/3。 最大2,000万円。
②	人材開発支援助成金 ○建設労働者技能実習コース	厚生労働省	建設事業主団体	○安全衛生教育 ○技能検定試験等のための講習	事業費の2/3又は4/5。 限度額500万円。
③	認定訓練運営費補助金	県	都道府県知事の認定を受けた職業訓練を実施する中小事業主団体	○認定を受けた職業訓練の実施運営費	事業費の2/3を上限。
	人材開発支援助成金 ○建設労働者認定訓練コース	厚生労働省	都道府県の認定訓練助成事業費補助金(運営費)の交付対象となっている中小建設事業主団体	○認定訓練助成事業補助金の対象となっている事業	事業費の1/6。 ※認定訓練助成事業費補助金に上乘せ

## 4. おわりに



- ◆ 県内建設業と県は、県土づくりの「車の両輪」です。
- ◆ 県土づくりを確実に担うためには、魅力ある産業となり、若者や女性が入職しやすい環境を整えることが必要です。
- ◆ 県では引続き、効率の良い施工体制、労働時間の縮減、就業環境の改善など「建設業の働き方改革に向けた取組」を進めてまいります。